

令和 8 年 6 月 2 5 日

保護者様

大阪府立淀川工科高等学校  
校長 西尾 典之

## 台風接近等にもなう対応について

夏至の候、平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。表題につきまして、次の通りの対応といたします。なお、5月29日より、「新たな気象情報」が導入されたことにもない「警戒レベル」の追記等をします。ご確認のほどよろしくお願いたします。

### 記

大阪市旭区または大阪市または守口市に、**暴風警報**・**暴風雪警報**  
**警戒レベル5**・**警戒レベル4**・**警戒レベル3 氾濫警報**

のいずれかが発令された場合、全生徒自宅待機とし以下の措置を取る。

(以降は高校生活の手引き) ※一部抜粋

#### (1) 授業日等

- ① 午前7時までに解除の時、平常通り。
- ② 午前9時までに解除の時、SHR(10:30)、3時限(10:40)より開始。
- ③ 午前11時までに解除の時、SHR(13:05)、5時限(13:15)より開始。
- ④ 午前11時を過ぎても発令中の時、臨時休業。

(授業が午前で終了するときは、午前9時現在で判断)

※授業終了は平常の時刻をめどとし、必要な場合、授業時間の繰り下げや短縮等を行う。

#### (2) 定期考査

- ① 午前7時までに解除の時、平常通り。
- ② 午前11時までに解除の時、次の時程で実施。

13:05	登校・SHR
13:15~14:05	1時限目の考査科目
14:20~15:10	2時限目の考査科目
15:25~16:15	3時限目の考査科目

- ③ 午前11時を過ぎても発令中の時、臨時休業とし、実施できない考査科目は最終日の翌日に延期。

※登校後に発令されたときは、学校長の指示に従う。

※生徒の居住地のみに発令された場合、当該生徒は自宅待機とする。警報が解除されても、居住地・家庭・通学経路等の状況により登校が困難と、生徒または保護者が判断したときは自宅待機を継続する。